



コモンスクール改革期のローカルコントロールの事例的研究ノート：黒人学校の校長フォーブス論争を事例として

森田，満夫

(Citation)

研究論叢, 2:65-85

(Issue Date)

1994-10

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCOI)

<https://doi.org/10.24546/81008543>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81008543>



コモンスクール改革期のローカルコントロールの事例的研究ノート

-黒人学校の校長フォークス論争を事例として-

森田 満夫

1. 問題の所在

(1)ローカルコントロール(local control)という伝統的特徴

アメリカ合衆国の全歴史を通じて、「地方社会住民による学校の自主的管理」という伝統的な特徴としてローカルコントロール(local control)の問題が存在してきたといわれている。例えば、『ファイ・デルタ・カッパ(Phi Delta Kappa)』誌賛助の『教育辞典』(1959・第二版)は、ローカルコントロール(local control)の意を整理している。

「(1)外部的管理(external control)を受けずに行動する自由、例えば連邦の管理(Federal control)に対置される教育における地方の管理(local control in education);異質性又は外部的な権威への屈伏に反して用いられる。

(2)当該州の憲法、議会、行政、司法的な条項の支配を受けずにその教育の事項に関する決定をする学校区当局の権力」¹⁾

したがって、連邦の中央集権に対抗的な「教育における地方自治(local autonomy in education)」を擁護する概念として用いられる点、或いは州の立法・司法・行政に及ぶ集権的管理(state control)に対置される地方学校区(autonomy of school district)の権限としても用いられる点を、その特徴的概念と理解できる。さらに、その意義として「地方社会による分権的な学校の管理」をアメリカ教育事業の成功の要であったという意味がこめられている²⁾。それ故、この用語の含意は、アメリカ合衆国の教育史理解にとって重要である。

(2)アンビバレントなローカルコントロール問題

しかしながら、そのローカルコントロールの考え方には、一方で疑念も差し挟まれてきた²⁾。例えば、ザイグラールら他2名の共同論文「学校の管理が、いかに人民からもぎ取られたのか」(1977)は、「地方社会を広範に代表する素人委員会による十全な管理から、専門家、裁判所、遠隔の政府諸団体に支配される管理組織に我々を連れていった出来事」を、アメリカ合衆国史の中に捉え、「父母の子どもの教育の政治的権限の剥脱過程として歴史の各段階で生じたことを捉えることが有益である」と指摘している³⁾。

その問題意識は、近年起きた連邦命令の強制バス通学に関連する市民的混乱・暴動が、改めて学校管理(school control)という古い論点を際立たせ、「父母による強制バス通学への異義は、子どもの教育に関する管理の実感的喪失」を反映するととらえ、実はその実質的な父母住

民の管理の喪失過程は、強制バス通学論争よりはるか以前から始まっていたという問題提起的な歴史認識を基盤に置いていた。ザイグラーの歴史認識によると、「(法的にも現実的にも)アメリカの教育の管理は、概して教育の地方の委員会に依存していた」が、通史的全般的に捉えて特に1900年以後ローカルコントロールが腐食され続けてきている。判決や州・連邦政府による命令がカテゴリーカルな財政援助をとめないローカルコントロールの腐食に貢献してきたこと、労使間団体交渉による教師組合の勢力もローカルコントロール弱体化の一要因であることを指摘する⁴⁾。

しかしながら、ローカルコントロールの腐食が必ずしも全面的後退でなかったという見方もできる。なぜなら、正式な法手続き、自由な演説、機会の均等という論点は地方段階では本格的には解決できない中央集権的な課題であったからである。それ故、「教育の平等と正義」の原則からみて、ローカルコントロールにも限界があったことは否めないのである⁵⁾。

このように、アメリカ教育史をローカルコントロールの視点から概観するとき、我々はその進歩的な「地方民主主義の側面」と、「合衆国憲法によって享受されるべき個人の諸権利をすべての市民に保障する困難さ・地方的視野の狭さの限界の側面」も指摘しないわけにはいかないのである。それは、「合衆国憲法によって享受されるべき個人の諸権利をすべての市民に保障する困難さ・地方的視野の狭さの限界の側面」を調停できる「教育の平等と正義」への契機であり、その点で、それは、ローカルコントロールのきわめて弱かった部分ではないかという、疑念である。

こうしたアンビバレントな問題が、19世紀アメリカの「公教育の起源」の端緒において、すでに登場していたという解釈がある。例えば、「19世紀のアメリカ教育史の選択」を論ずる歴史学者マイケル・カッツ (Michael B. Katz 1939-) は、特に農村部に一般的な組織形態、すなわち学区学校あるいは地方学校を都市部に取り入れ「住民自身の自由で規制されない行動によって教育のすべてが管理」される「民主的的地方分権制 (democratic localism)」の構想と、それにとってかわるコモンズスクール改革期の指導者ホレース・マン (Horace Mann 1756-1859) 等の「初期官僚制 (incipient bureaucracy)」の構想—単一の州段階の中央教育委員会の行政機構の推進—との対立があったことを明らかにしている⁶⁾。

その対立の中に、ローカルコントロールのアンビバレントな問題が論点として現われていた。例えばカッツによると、前者の「民主的的地方分権制が真に民主的であるという考え方」に対し、マンら後者は「地域の住民の51%が自分たちの信じる宗教・道徳・政治上の理念を残りの住民の子どもたちに一方的に教え込むことを可能にする」という考え方を対置させていたと指摘している。そこには19世紀の都市の多様な宗派・道徳・文化を持つ移民による多様な住民構成—人種のるつば化の進行—の下で、生ずる現実問題を指摘する論点があったのである⁷⁾。

換言すれば、ここにも「民主的的地方分権制」の主張するローカルコントロールに「個人の諸権利をすべての市民に保障する困難さ・地方的視野の狭さの限界」があるという疑念があったのである。

(3)「教育の平等と正義」をめぐる二つの仮説的理解

以上の先行する論議に見られるように、アンビバレントなローカルコントロールの問題が、19世紀コモンズスクール改革期の重要なひとつの論点でもあった。その「個人の諸権利をすべての市民に保障する困難さ・地方的視野の狭さの限界」を指摘し、それを克服しようとするコモンズスクール改革者マン等の立場・見解は、一面で「教育の平等と正義」の思想に基づく真に進

歩的な革新的な対応と見なすことができる。

しかし、その対応を、当時の移民による多様な住民構成を生み出しつつある人口動態的な変化の下で捉え直さないなら、その対応に潜んだ保守的な人種偏見の移民対策とも見られる意図を見落とすことになりかねない。なぜなら、カツも仮説的に指摘するように、アメリカ合衆国においては「公教育の起源は人種差別的な感情によって刻印され…、…人種差別は…、公教育の構造そのものに本質的であった」と判断せざるを得ない、当時のコモンズクール改革の意図を見いだすことができるからである⁸⁾。例えば、ボストン市学務委員会(Boston School Committee)は、1845年に人種・移民問題に対応しなければならない都市公教育の課題を、次のように報告していた。

「躰が悪く、無教養で、どうしようもなく生意気で強情な、しかも、何世紀にわたって無知な祖先から愚かさが遺伝されてきた子どもたちを、大都市から手当たり次第に連れてくる。そして、彼らを動物的存在から精神的な存在へと高めていく。賢明さ、真実、愛らしさ、純粋さとはどういうものかを多くの子どもたちに初めて理解させる。しかも、単に一時的な印象としてだけでなく、唯一無二の印象として心に残るものにするのである。」⁹⁾

このように、当時の都市公教育政策主体であったボストン市学務委員会の現実的動機にも、移民・他人種の「何世紀にわたって無知な祖先から愚かさが遺伝されてきた」子どもへの「劣等性・異質性」を帯びた性質に対する啓蒙的姿勢が、その教育政策の意図として色濃く現われていたと見なすこともできる。

したがって、19世紀のコモンズクール改革期をローカルコントロールという視点から捉えるとき、「教育の平等と正義」をめぐる二つの仮説的理解が成り立つ。

第一はローカルコントロールの「すべての住民の諸権利を実現できない地方的狭さ・限界」への対応として「教育の平等と正義」を標榜する州段階のコモンズクール改革が推進されたという理解である。

第二はその対応には、理念的には「教育の平等と正義」を標榜しながらも、現実的動機の次元として「人種偏見と差別」的な教育政策意図が刻印されていたという理解である。

そして、二つの仮説的理解には、「教育の平等と正義」を標榜する19世紀の都市コモンズクール改革理解の一助となる社会史的説明がある。なぜなら、「地方的視野の狭さ・限界」の調停や克服のためのマン等コモンズクール改革者の州の集権化への意図も、移民・他人種対策としての公教育政策意図とともに、「教育の平等と正義」に関する公教育政策を推進する州の意図に関する説明であるからである。

(4)本稿の課題

その19世紀コモンズクール改革期のローカルコントロールという視点から導きだされる「教育の平等と正義」に関する仮説的理解に対して、本稿は事例的具体的な実証段階で歴史的考察を加えること、できうるなら、さらに19世紀コモンズクール改革期のローカルコントロール問題への対応が、いかに州段階での公教育政策意図に現われてきたのかという新しい仮説構成のための作業を、研究課題として位置づけたい。

その際、事例的実証は以下の理由から、1840年代のボストンの黒人分離学校の白人教師の人事問題をめぐる論議を中心に扱うことにする。理由の第一は、コモンズスクールの改革地の指導

的都市であり、同時に移民・自由黒人をはじめ複雑な住民構成になりつつあったボストン市の場合、事例的に考察する条件が見だしやすいということである。例えば、ボストン市では、コモンズクールに関する対立や論争という形で具体的な史資料が残されており、そのようなローカルコントロールをめぐる「対立」を史資料を通して事例的に検討できる有効性がある。

第二は、コモンズクール改革期の都市政策意図を伺い知る「論争」・「事件」を指摘する先行研究の中においても、都市当局の地方の学校の管理権限の強化—実質的な父母住民等のローカルコントロールの空洞化—を指摘するものがあるということである。例えば、当時のボストン市の自由黒人住民が「教育の平等と正義」を要求する動きの中には、「教師」の資質や「教育内容」・黒人の「人種の隔離学校」をめぐる都市当局の管理権限の強化—実質的な黒人父母住民等のローカルコントロールの空洞化—を問題視する、「論争」があったことが指摘されている¹⁰⁾。本稿では、以上の理由から、1840年代にボストン市公立黒人分離学校白人校長の人事問題をめぐって、市当局と黒人父母住民との間で起きた学校騒擾問題を事例として考察することとしたい。

2. 黒人分離学校白人教師フォーブス論争—黒人のローカルコントロール問題として—

(1)黒人父母住民の教育要求として浮上する「フォーブス論争」の意味

黒人分離学校を施設面での格差問題や人種の隔離問題として「教育の平等と正義」の理念から、不適切だとする1840年代のボストン市の自由黒人住民・白人奴隷制度解放論者等は、誓願や訴訟の準備を進め、およそ「格差是正の条件整備」要求や「人種の隔離を廃止する統合」要求を実現する学校施設論としての教育要求を展開をしていきつつあった¹¹⁾。

しかしながら、同時期に黒人分離公立学校スミス学校のフォーブス (Abner Forbes) 校長の体罰・職務怠慢・人種の偏見意識・父母への不適切な行動等をめぐって黒人父母らが彼の解雇を要求し、市学務委員会当局はそれを退ける「調査」と「論陣」を張り転任させるという「論争」を伴う教師人事問題が起きていた(以下、「フォーブス論争」)。

市学務委員会と黒人父母住民等の間の、もうひとつの「論争」としての、この「フォーブス論争」が展開されていたことは、当時の自由黒人父母住民自身の純粋な教育要求の内実と市学務委員会側の教育政策の意図を知る上で貴重である。なぜなら「ボストンの黒人分離学校問題を検討する」少数の先行研究の中には、黒人住民の「教育の平等」の闘争史的観点から、検討されたものは見受けられるが、この白人教師問題「フォーブス論争」自体を、厳密な意味で黒人住民独自の教育要求—少数者のローカルコントロールの教育的表現—の組織化と市学務委員会側の教育政策の意図の相克として検討するものは殆ど見られないからである¹²⁾。

こうした指摘をするのは、コモンズクール改革期ボストン市の都市公教育整備が、都市住民のローカルコントロールにいかに対応していたか、あるいはその教育要求にいかに応えるものであったかという都市当局と住民間の一連の対立・懐柔・強制・「合意」形成等々のもとで進められたという考え方を重視するからである。この過程は、北部自由黒人住民の教育問題を事例に見れば、その少数者人種としての被差別的状況が顕著であるため、白人と黒人の関係の下での特殊差別問題として認識される面もあるが、それをより顕在化した典型的な地方住民の市民的問題として捉え直すならば、市当局の権限と都市住民のローカルコントロール—教育要求—のあいだの矛盾・懐柔が鋭く露呈していき、市当局レベルの問題にとどまらない、当時進め

られていたホレース・マンの州の教育改革やそのステートコントロールの関与の下で進展する過程であることにも気づかされないだろうか¹³⁾。

つまり納税義務を負う一般ボストン自由黒人市民でありながら、「実質的に市当局の権限によって人種的に平等な教育から疎外される」抑圧的存在である自由黒人市民である点で、なおさら住民としての教育要求並びに教育のローカルコントロールへの欲求がより強く現われたと推測されるからである。

それ故に、「フォーブス論争」を、被抑圧人種（自由黒人）差別問題として見るだけではなく、あえて少数者都市住民の権利問題—教師の人事問題を含むローカルコントロールをめぐる「論争」—として見るならば、「フォーブス論争」へのそのような注目は、市学務委員会当局側の権限としての教育政策意図や市当局を統括する州の教育政策意図を明らかにする視角となりうる。このことが、初期州コモンスクール改革期のステートコントロール、ボストン市公教育政策、自由黒人ら少数者住民のローカルコントロールの関与の過程を探る一助になると考える所以であり、「フォーブス論争」を取り上げる意義である。

(2)「フォーブス論争」について

①利用する一次史資料の妥当性

「フォーブス論争」を詳細に伝える史資料は、ボストン公立図書館所蔵『ボストンにおける黒人学校に関する新聞記事』である。そして、ここに収集されたものは、新聞・雑誌の掲載誌—『コーリア (*the Courier*)』『アトラス (*the Atlas*)』『デイリー・アドバタイザー (*the Daily Advertiser*)』『クロノタイプ (*the Chronotype*)』—であり、必ずしも、正式な公文書ではない¹⁴⁾。

しかしながら、その史資料的価値に関しては、第一に「フォーブス論争」を詳細に伝える一次史資料としては、ボストンの希少市地方史資料を保管するボストン公立図書館においてもこれ以外には残されてない点、第二にマサチューセッツ州やボストン市における当時の新聞・雑誌等の社会的影響力が強かった点、この二点から考えても一定の史資料的妥当性を持ち得ると考えられる。

つまり初期コモンスクール改革期の「1800-1850年の期間、新聞のニュース・コラムには学校のニュースが増大し、コモンスクールの改善に対する扇動的意見は、手紙の投稿数の増加をもたらし、新しいアカデミーや、特に新しい書物の広告が非常に整理されて掲載されていた」¹⁵⁾と評されるほど、すでに社会的にも影響を持つに至っていたからである。

したがって、これらの史資料がコモンスクール改革に対する啓蒙・賛成意見・批判を広範に組織する社会的影響力を持つものであり、必ずしも公式記録の体裁は持たないにもかかわらず、当時の教育論議に関する史資料として、この「論争」に関わる市学務委員会報告等の公式見解コピー等を含む第一次資料をも収めていたということも考慮するなら、その資料としての妥当性を持ち得るものと判断しても差し支えない。以下、「フォーブス論争」に関する検討は、この史資料を中心に検討することにする。

②フォーブスの経歴・教育業績—ボストン市学務委員会側の評価を中心に—

フォーブスの教育実践の内容と質、それを生み出す人格の前提には、彼の履歴・教育歴・職歴・ボストン市の学校との関係があったのではないだろうか。以下『デイリー・アドバタイザー』に掲載された記事によって、それらの点を素描してみることにしたい。

彼はウィリアム大学を卒業し、マサチューセッツ州コンコードのラテン・スクールまたはハ

イ・スクールの教師になった。以後ウォーター・タウンの文法学校教師になり、その後有名な二校に勤めるが、健康を害しワシントンで数年を過ごし、その間著名な家庭の家庭教師を勤めた。それから、マサチューセッツのドレチェスターで学務委員会管理のもとで五年以上文法学校教師を勤めた。

1832年に、はじめてボストン市の学校助教師採用に志願し、その能力と人物に対する最も高い評価を得て採用された。その後一度学務委員にも選ばれた。当時の学務委員会の古老からも、彼は「いずれかの文法学校の校長職を引き受けるに値する資格が十分にある」と見なされるほどの信任と推挙の声を集めるほど高く評価されていた。

フォーブスは、二年間助教師のまま過ごし、1834年前任者パスコムの後任としてスミス黒人学校教師になった。ここで彼は、その特異な能力のため数百ドルを超える給与が与えられ、その期待に応えるべく、スミス学校における教育業績を上げ高い評価を得たと思われる。つまり、疲れを知らない献身と努力は、就任以来20~25%の出席率を75~78%にあげる学校管理面での成果を上げ、その後10年間これを維持させる等、きわめて「有能」な黒人学校教師としての評価が学務委員会によってその報告記録書に残されていたからである¹⁶⁾。

③フォーブスの教育業績評価とその変更の軌跡—黒人父母住民側の評価を中心に—

フォーブスに関する、このような当初の高い評価は学務委員会側のみならず、黒人父母住民のものでもあった。例えば、1835年のスミス黒人学校の新築祝賀式典に、彼が前年度就任した白人校長として黒人青年組織全黒人ギャリソン主義青年協会(the all-Negro Garrison Juvenile Society)という奴隷制度廃止論者(abolitionists)の黒人青年組織に記念スピーチのため招請され、彼も快諾して出席していた。それは、当時彼が活動的な熱心な奴隷制度廃止論者であったということからも、不自然なことではなかった。それ故、当初黒人父母住民が彼の校長就任を歓迎していたということは当然のことであり、それは、彼の黒人学校への就任人事が市当局の懐柔策とも見えるほど黒人父母住民等を嬉々とさせたと言われている¹⁷⁾。

就任以後の高い評価も、彼の黒人住民に対する熱心な教育実践の内容と質の一端を紹介すれば、当然のこととも思われる。すなわち、彼は「ボストン市の黒人の自己成長のため」の惜しみない援助として、1837年までに開設された夜間成人学校の取り組みや¹⁸⁾、黒人成人の中に教育・啓発活動を盛んにするために黒人有力者が組織した団体アデルフィック・ユニオン図書館協会(the Adelpic Union Library Association)の熱心な支援者にもなっているのである¹⁹⁾。フォーブスの支援したこの団体の教育・啓発実践は、すでに、後の黒人分離学校廃止要求の礎になる、人種的隔離・分離政策の社会関係への疑念に関わる問題「黒人のための教会・学校は、偏見を育てるのに貢献しているか？」を、講義の中でとりあげていることから、その内容と質は推して測られるだろう。なぜなら、このころまでにネル(William Nell)等黒人指導者も黒人分離学校廃止の運動を始めつつあったからである²⁰⁾。

しかしながら、1842年頃より、スミス学校の現状の不満な点やその教育予算の浪費を嘆く投書が出るようになり、まもなく学校とフォーブス校長に対する不満を投書として掲載する新聞・雑誌等も出てきたのである。そして、1844年には黒人父母等の一集団がフォーブス校長の教育実践の内容と質を中心とする正式な不満・批判を市学務委員会へ提出したのである²¹⁾。

以後、黒人父母住民側と市学務委員会側双方が独自に調査報告を出すことになるが、特に「かつてフォーブスを高く評価していた」双方の事実認識がなぜ違ってきたのか、黒人父母住民側のフォーブスへの高い評価が、なぜ一転して批判告発に変わったのかという疑問は残らざる

を得ない。以下、その疑問の検討にかかわって、両者の調査報告等を手掛かりに黒人側の動機と市学務委員会側の意図は何にあったのか考察することにしたい。

④黒人父母住民側の動機の考察－黒人分離学校教育の内容と質への批判－

五項目の主張

黒人側は、自らのフォーブスへの不満・批判を、スミス学校小委員会の一委員ストアー医師(D. r. D. Storer)を通じて手紙として、五項目の主張を市学務委員会へ提出した。

「1.懲戒における残酷性。2.懲戒における思慮不足－体罰という非常な方法、不当な厳しさ、生徒の前での不適切な言動、癡癡を示す行状－、3.学校欠席、そして職務怠慢、4.生徒の父母に対する不適切な扱い、5.黒人の知性について彼が抱く偏見の意見は、彼が黒人の子ども教師である資格がまったくないこと」²²⁾

『アトラス』によると、黒人住民側は、さらに同年5月21日、6月14日、21日とミーティングを開催し、満場一致で黒人住民の要求を決議している。その中で「我々は、黒人分離学校廃止という主たる我々の目的を手放そうとは決してしない」と決議を挙げ、先のフォーブス批判の五項目の主張に対する市学務委員会の見解『スミス学校の教師の行状と性格の調査問題に関する委員会報告』－五項目は事実無根である調査結果であったこと、フォーブス解雇処分要求を退けていたこと、他校転任処置の「無罪放免的」決定をしたこと－に抗議していた²³⁾。(市学務委員会側の対応は、必ずしも「無罪放免的」なフォーブス「擁護」と見做せない教育政策意図も伺われるが、この点は次項で検討する。)

黒人住民側の報告書にみる動機

また『コーリア』に掲載された黒人住民側の報告書コピー「ボストンスミス学校に関心を持つ父母等の当該学校教師アブナー・フォーブス氏の公職者としての行状に関する委員会報告」は、詳細に独自の調査結果と見解を報告している。その中で、学務委員会が注意を向けるべき四項目のフォーブスの過失責任の問題を挙げていた。

「1.当該学校で被った被害の性質、程度、方法、2.生徒と父母に対する当該教師の言動と態度、3.職務怠慢、例えば学校勤務時間内の不在、授業中の新聞読みと手紙書き、本来彼自身がそれを聞くべきであるのに、一等級生徒に年少生徒の朗読を聞かせること、4.人種としての黒人の生得的知的能力を好ましいものではないとする意見を表明し抱いていること」²⁴⁾

報告書は、調査の証人の内訳に関して、詳しく述べている。これら過失責任の何点かを認めたと証人が、市学務委員会スミス学校調査委員会に約46名(全出頭者86名の内)が出頭しているとして、その内訳は生徒の父母を殆ど含む17名の大人、22名の当該校の過去もしくは現在の生徒であったと述べている。

それに対し、フォーブス氏は約40名の証人を出していたという。その中で、6名が、就任以来五年間の教師としての満足すべき行状を立証し、これは誰も否定することはできない事実であると、報告も述べていた。これらの証人の中にはさらに、職務怠慢を反証するために出頭した、勤務時間中に補導生徒の件で面会した警察官、他校の懲戒の質を立証する教師・他校生徒であった大人、黒人に対する彼の関心を立証する牧師、その他同僚教師たちである。しかしな

がら、父母はたった7名で、生徒は6名で、その内6名までが、この7名の父母の子どもであったと報告は、指摘している²⁵⁾。

こうした指摘は、フォーブスの就任以来前半期過去五年間の高い教育業績にかかわらず、それはまったく争点ではないこと、むしろ以降の「現在」に至る教育の内容と質に争点があることを示している。その点で「現在の」学校でフォーブスの教育指導を受けている生徒・父母の証人としての動きは、興味深い。そのフォーブスの「現在」を知る者を証人として多く擁することから判断して、少なくとも、黒人父母・子ども側の教育要求としての多数派がどこにあるか解釈できるからである。事実、過去約500名の学校卒業生を出し、毎年平均100名以上の出席数を誇ったにもかかわらず、先に指摘されたように彼の支援・弁護・正当化のために、集まった黒人父母はたった7名、黒人の子どもは6名であった。しかも、自発的に証人になったものは2~3名で、彼らの誰もこの教師に愛情を持った関心を抱かなかったというのである²⁶⁾。

報告は、先の四項目の過失責任に関する代表的な証人・証拠例を詳しく指摘するが、それらの特徴は、端的に言うなら、黒人の子どもへの感情的体罰、黒人の子どもへの教育意欲の低さとしての職務怠慢、黒人の子どもを劣等視する人種的偏見を含む、いわば彼とスミス黒人分離学校の懲戒・教育指導の内容と質への実感的批判ともいふべき内容であった。例えば、ジェームス・ブラウン体罰事件 (the case of Brown) の証拠紹介部分は、こう述べている。

「同じ建物の階下にある初等学校の授業妨害になるという理由で、休憩時間じゅう、校庭では物音や囁きでさえも、まったく出してはならないということが、この学校の規則であった。この規則のいかなる違反も防ぐために、モニターが休憩時間じゅう監視するように任命されていた。この遊び休憩の間じゅう、ブラウンはもう一人の少年と乱闘していたのである。そして、モニターは彼を報告した。フォーブス氏はブラウンに尋ねた。『君はボクシングをしていたのかい。』ブラウンは答えた。『いいえ、先生、僕は彼を叩かなかったです。』この答えは、人によっては逃げ口上と見做されるかもしれない。しかし文字通り彼はボクシングをしていなかったのである。フォーブス氏は突然、彼を嘘をついたという理由で非難し、彼が自分が嘘をついたと自白するまで、彼の足の裏を鞭で叩いて苦痛で呻かせたのである。この11歳の少年は以前に家庭でも学校でも決して嘘をついて咎められたり、そのような違反で罰せられたことはなかったのである。』²⁷⁾

と、事実関係を指摘し、フォーブスの教育指導・懲戒の力量の問題点をこう判断している。

「我々は、これを思慮のない懲戒であると見做すのである。それは、即決的であり、まったく調査のないこと（指導）である。それは子どもの精神に不公平感を認識させ、そして彼に嘘つきの不当な烙印を刻印したのであった。それによって、彼の真理への倫理的価値の意味が増進させられるというよりむしろ減少させられるからである。」²⁸⁾

また、「今日は大目に見られるある違反が、明日は当然の懲罰を受けることになる」という同僚教師バトナム (Mr. Putnam) の証言に示される一貫性のない懲戒方法の問題点に関して、報告はこれが「子どもであろうと大人であろうと、必ずや不幸な共同体集団を生ぜしめる」と、彼の教育指導の内容と質が、周囲の人々に不信感を与える弊害を指摘している²⁹⁾。

彼ら証言者の中には、かつての彼の友人や初期の強力な支持者も含まれていたが、その明言は全て次の点で一致点があった。それは、黒人の子どもには市学務委員会に認められているのは唯一黒人分離学校の教育しかない以上、黒人父母の間には普く不満があったとしても、耐えなければならないということであった。

つまり、子どもたちは教師としての彼への満足からではなく、子どもたちをその黒人分離学校に行かせなければ、どこにも行かせる学校教育の機会がなかったことを、黒人父母は知っていたということから、子どもたちを学校に行かせていたのであり、学習は彼等黒人の子どもにとって重要なものであり、怠慢が破壊であることを知っていたからである。事実、フォーブスが校長であるその学校が、我が子が唯一行くことを許可された学校であることを了解する一人以上の母親たちは、証人にならずこう明言していた。「親代わり」としてはまったく適さないフォーブスの状態に目と耳を閉ざし、「コモンスクールの恩恵を受けないよりフォーブスの悪業の中で教育を受けるほうがましである」と表明していたのである³⁰⁾。

こうして、黒人父母住民には、フォーブスの「問題」を契機に、「問題のある」黒人分離学校の教育しか受けられない就学強制の矛盾が、不適切な教育を黒人の子どもに与える原因であると実感していったのである³¹⁾。その意味で、報告には白人校長フォーブスの教育実践の内容と質への反感を通して、その教育的価値を吟味し、結果的に教師人事にまで至る、黒人父母住民の要求を主張するローカルコントロールの主体的意図があったことは明らかである。その後彼らはフォーブス問題に終始せず、黒人分離学校制度を「教育の平等と正義」の原則から批判するようになる。それらは、第一に教師の資質問題への不満であり、第二にそれにかかわって実質的に新約聖書中心の教育内容でしか行なわれないこと、つまり白人他校のハイ・スクールの教育内容のギリシャ語やラテン語が事実上教えられないという、教育内容への不満であり³²⁾、第三に、そのような低水準の教育内容を押しつける「生徒を適切に級別・配置する」市学務委員会権限への不満、つまり市が公立文法学校に劣る学校しか黒人の教育機会としては与えず、実質的に「白人が受ける賞と同じ賞を競う機会を求め」黒人青少年の誇り高い大志・能力を抑えつける、いわば黒人父母の市民的教育要求を抑圧する市の権限に対する不満でもあった。それらの不満を推進力として黒人父母住民のローカルコントロールの主体的意図が形成されていったのではなからうか³³⁾。

したがって、彼らボストン市黒人住民の場合、黒人コミュニティの主張として実感的には黒人の子どもの能力の形成・学習指導と懲戒・訓育指導への強い不満・関心・要求があったのであり、それが黒人分離学校廃止への強い必要感を自覚させる契機となっていったと考えられる。その動機は、マクロ的には奴隷制度廃止論者の社会的・政治的隔離政策廃止運動・イデオロギーと結びつく側面はあった。しかし、この報告がミクロ的に示すように、黒人父母住民のコミュニティにおける学校管理や教師の教育実践の内容と質への素朴な要求にこそ、主たる根拠を持っていたと感じざるを得ない。

⑤市学務委員会側の対応にみる教育政策意図の検討

そのきわめて地方的あるいは学区的な少数黒人住民の「問題」教師の解雇要求が、集権的なボストン都市教育行政—市内18学区制度を法的に承認しない全市一学区制度・「公立学校に属す全生徒を配分・割り当て・級別化する」集権的権限を行使する「公立学校の全般的責任と監督」の特徴的制度—に³⁴⁾、いかに受け取られていったかを、市の教育政策意図にかかわって検討することとしたい。

一貫するフォープス「擁護」の姿勢

『デイリー・アドバタイザー』は、市学務委員会報告『スミス学校教師の行状と人格調査問題に関する委員会報告問題』を掲載している³⁶⁾。先の黒人側の五項目主張に対して、すでにその証人の内訳を述べた86名の証人と103の証拠を基に、市学務委員会側の公式見解として以下の回答が示されている。

「第一の主張は、懲戒における残酷さのそれである。この過失責任は、委員会には躊躇なく、根も葉もないことであると思われる。…第二の主張は懲戒における思慮のなさである。…言及される反対すべき方法は少年の足を鞭手打ちすることである。…懲戒の程度が特に厳しかったとは思われない。…第三の主張は学校不在と職務怠慢である。…しかしながら、この点に関して、満足すべき改善は過去12ヵ月間のその教師の習慣の中に存在してきたことが示されている。…第四の主張は生徒の父母に対するより不適切な扱いである。この点に関する証拠は、子どもの父母に対する彼のひどい扱いがその教師の常態であることを示さなかったが、…。第五の主張は、その(白人)教師が、黒人に対する特別な人種観を抱いており、それ故黒人を教える教師の資格がないということを述べている。…証拠はこの点に関する多大な感情を示している。故に口頭の証言から正確にその教師が表現したことを知るのには困難である。」³⁶⁾

この市学務委員会の公式見解の特徴は、具体的な証言・証拠を殆ど挙げず、フォープスへの疑い自体が「根拠のない」ことであるとしている点である。さらに、第五の主張の弁護のために、唯一フォープスの自己弁明を彼自身の人物証明と認めて引用していた。

「第一に、私は彼ら(黒人)が人類に属し、人類全体に共通の全ての特性を与えられていることを信じている。」

「第二に、私は彼らが理性的で不朽で責任感ある人類であり、永遠に改善でき得る精神の所有者であることを信じる。」

「第三に、もし彼らが生来の性質に適する施設を享受することができるなら、彼らの(*their*)性質によって特に与えられなくなる、そんな人文芸術や科学などはありえないと信じている。」³⁷⁾

こうして、市学務委員会側は「フォープス氏が学校への献身において価値ある教師である」という考え方を示し、その見解においてはフォープスの評価を再確認して、解雇は不当であると彼を「擁護」したのである³⁸⁾。

人種偏見に基づく統制的・能力主義的な教育政策の意図

さて、フォープスの自己弁明を黒人に対する人種的偏見や嫌悪でない証拠として取り上げ、それを持って「価値ある教師」と再評価する市学務委員会側見解の根拠には、その点に関する教育政策主体としての共感・同感・同情があったからではないだろうか。

先のフォープス自己弁明の第三点「もし彼らが生来の性質に適する施設を享受することができるなら、彼らの(*their*)性質によって特に与えられなくなる、そんな人文芸術や科学などはありえない」と書いた部分で、イタリック体—彼らの(*their*)—の強調表記が、人種的能力の

差異を強調する意図からのものではないかと、黒人父母側報告で批判されている³⁹⁾。

フォーブス自身は、これは印刷業者の間違いであるとして、強調の意図を否定はしたが⁴⁰⁾、この黒人側の批判は、自己弁明記事に現われる強調表記や、それをめぐる黒人の人種偏見の見解に対するものではなかった。黒人住民側報告は、1834年「奴隷制度廃止論者」校長として囑望され、黒人からも高い支持を集めていたはずの彼が、なぜ1842年を契機に、黒人に対する扱いを変えたのかという、豹変した行為自体を批判している。それについての黒人側解釈はこうであった。

「もし、黒人という人種と交際した経験もないのに、その人種は劣等人種であるという信条を意識的に人が吸収するなら、その人は気づかぬうちに黒人という人種をそういう劣等なものとして扱うようになるのではないだろうか。」⁴¹⁾

このように、黒人側は、フォーブス自身の黒人への偏見の内面化に、彼の行為の豹変があると言いたいのである。では、市学務委員会はどう解釈していたのであろうか。

この「フォーブスの豹変」について市学務委員会側の解釈を想像できる記事がある。一貫して市学務委員会を「擁護」する立場をとっていた『デイリー・アドバタイザー』誌掲載の「正義の友、そして我々の黒人住民の本当の友」の署名記事がそれである。記事の中にはその「擁護」の理由がわかる部分がある。

1842年3月終わりごろまで「万事が平和で静寂の下でミス学校は運営されて」いたのであり…、「この間あるいはその年の冬の終わりごろ、『黒人住民』に同情する者のみならず奴隷制度廃止論者という党派の著名指導者が不平・不満の種子を蒔くのに成功した、さらに彼らは市の文法学校への黒人の子どもの配置と入学を市学務委員会に誓願するまで掻回したのであった」という解釈である⁴²⁾。こうして、市学務委員会側は、奴隷制度廃止論者等の扇動・感化の影響下に、彼の「行為の豹変」を口実に不平・不満を主張する黒人側の「反フォーブス」の意図があったと見ているのである。

1842年フォーブス自身が偏見を内面化して「問題」教師になったのか、それとも奴隷制度廃止論者等の扇動的な影響によって生じた「黒人分離学校廃止」要求の正当化の口実のために、彼を「問題」教師に仕立て上げたのか明らかではない。少なくとも黒人住民側のフォーブス評価が180度覆って、肯定的なものから否定的なものに転換していたこと、それを「フォーブス白人校長ボイコット要求」の事実として、つまり「黒人父母住民コミュニティの民意」の事実として、市学務委員会も認めざるを得なかったのは確かである。

しかしながら、市学務委員会側の対応としては、フォーブス解雇拒否と「擁護」の立場をとっていたのである。そしてその点にこそ、「民意を尊重しない」市学務委員会側の黒人住民観も見え隠れしていたと思われる。なぜなら、市学務委員会が黒人の民意を尊重しないのは、フォーブス弁明と共通する人種偏見の考え方—彼ら黒人の「生来の性質に適する施設を享受する」必要性—に理由があったのであり、それゆえにフォーブスの立場に共感・同感・同情する見解を持っていたからである。例えば、1846年には「独特の肉体的・精神的・道徳的構造は白人とは違った教育的待遇を要す」黒人生徒観・黒人分離教育観を表明するに至っていた⁴³⁾。

したがって、このようなフォーブス「擁護」の対応には、「問題」教師の真偽調査に基づく正義の意図というより、「奴隷制度廃止論者指導者の策動に乗り感化される」非主体的な啓蒙的存在としての黒人父母住民観に基づく政治的統治の意図、「独特の肉体的・精神的・道徳的

構造は白人とは違った教育的待遇を要す」という人種偏見に基づく能力主義の意図、さらにそれに対応する「教育理念の具体化」—黒人分離教育を可能にする「各種学校の配置、生徒の級別化」の教育行政行為—の意図を読み取ることができる。つまり、黒人の「人種偏見」的劣等能力観と「感化させる」べき黒人住民観・啓蒙観に基づく教育行政行為への隠されざる意図が、市学務委員会当局に本来的にあったと読み取ることができるのである。

実質的なフォーブス「左遷」の意図

ところで、市学務委員会側のフォーブスへの「対応」には、黒人側も批判した「フォーブス擁護」に見られた人種偏見に基づく統制的・能力主義的な教育政策の意図だけでは説明不能な部分があることを見落としてはならない⁴⁴⁾。すでに、その見解において「フォーブス氏が学校への献身において価値ある教師である」という市学務委員会側の文言を紹介していた。しかし、筆者がその「見解において」と強調したのは、明らかにその行為においてはそうではないと考えざるを得なかったからである。

「しかし、市学務委員会は現状においてフォーブスの有用性は、ある意味で損なわれていると理解する。市学務委員会は彼の解雇が彼には不当行為であると考え。しかも、彼の問題教師としての解雇は当該学校に中傷的影響力の実例を与えることになると考える。このような状況の下で、委員会は8月の学期末にスミス学校当該教師を他校に転任させること、そして彼の転任先の教師のある者をスミス学校に転任させるよう勧告するものである。」⁴⁵⁾

ここには、フォーブスへの「同情」を表明はしつつも、黒人コミュニティに反感の民意を抱かせたフォーブスの教育懲戒の体罰問題・父母住民に対する校長手腕・学校管理に対する冷静な結論が明記されている。つまりそれは黒人学校教師フォーブスの「有用性」を認めないという現時点での評価であり、その意味で黒人コミュニティの学校教師としては「不適格」であるという判断である。

そして、こうした判断には、二つの意図が少なくとも考えられる。第一は、市学務委員会はスミス黒人学校の黒人コミュニティ住民・父母・生徒のフォーブス校長ボイコットに至る学校管理にかかわる騒擾の責任を、「解雇」ではなく教師人事移動として処分したと見られる点である。その後すぐ、ボストン市の転任校の教職を辞し、ニュー・ハンプシャーに移り孤独に晩年を過ごしたという人生の軌跡からも、彼にとって実質的な「左遷」であったとも思われる⁴⁶⁾。なぜなら、黒人学校長としての高い評価を自負する彼を他校に人事移動させたということは、実質的な処分以外のなにもものでもなかったからである。

第二は、1844年フォーブスは転任させられ、代りに白人校長ウェリントン(Ambrose Wellington)が任命された点である⁴⁷⁾。これが、黒人父母住民の民意を意識した人事であるのは、明らかであった。なぜなら、「体罰主義と人種的偏見を疑われた」フォーブスに代わった新校長が、「体罰反対論者で奴隷制度廃止論者であった」という、明らかに黒人側の民意を強く意識した人事であったからである⁴⁸⁾。

したがって、1844年当時の「スミス黒人分離学校の教育の内容と質を批判し、学校廃止と白人学校への統合を要求し続ける」黒人コミュニティの民意の状況も考慮に入れるならば、ボストン市学務委員会の「問題」教師の人事処理には、学校管理にかかわる騒擾責任を持つ「問題」教師の処分、黒人への実質的懐柔策への意図があったと考えられる。

このように「フォース論争」をめぐる市学務委員会側の意図を読み解くならば、フォース「擁護」に隠れた実質的な「左遷」処分と見られる意図があるように考えられる。しかし、この問題を、黒人への懐柔策として見るとき、それは白人対黒人の狭い差別・被差別の視点で捉える限りの解釈しか見いだせない。コモンスクール改革期の公教育制度成立・生成過程の問題として、この問題を位置づける視点が欠落するからである。言い換えれば、黒人というボストン市住民の教育へのローカルコントロールに対する、ボストン市当局やその背後にあるマサチューセッツ州教育政策の動向との関連性を欠落させているからである。したがって、以上の考察で展開された「フォース論争」をめぐる黒人住民とボストン市当局の隠されざる意図を、背後にある州教育政策の視点から位置づけて考察しなければならない。

3. 背景にある州教育改革の意図—教師政策への射程—

(1) 学校騒動回避のための州教師政策の意図

「フォース論争」をめぐる黒人住民コミュニティの意図・市学務委員会側の意図として、筆者が読み解いた問題は、その本質を市学務委員会側と黒人父母住民の間の「人種主義的な」意図をめぐる攻防—市当局の統治的・能力主義的人種偏見や懐柔策的対応、黒人父母住民の白人教師への人種主義的反発—とのみ見られない問題を露呈した。それは、むしろ「体罰・職務怠慢の教育過誤を問う」黒人父母住民のローカルコントロール的表現—「問題」教師処分要求—を契機にした、市学務委員会側の「学校管理にかかわる騒擾責任を持つ『問題』教師の処分」という、「教師の管理」をめぐる問題として指摘されるものであった。

この問題を州全体のコモンスクール改革動向からマクロ的に見直すなら、黒人コミュニティへの場当たりの懐柔策的対応とは強ち言えない、重要な教育政策の意図を見いだすことができるのである。当時州各地方において、父母住民・子どもと教師の間に学校騒擾問題が発生しており、それらが州教育行政当局には「学校閉鎖」・「教師追出し」等の教師の学校管理能力不足や体罰問題等の教師の資質問題が原因となって起きていたと考えられていた。

例えば、当時の州教育委員会教育長ホレース・マン(Horace Mann 1796-1859)によれば、1843年から1844年にかけて、マサチューセッツ州において、教師の管理能力不足のために発生した学校閉鎖が43件、さらに1844年1か年間には65件と増加したといわれている⁴⁹⁾。州教育行政当局は、こうした各地方学校の騒擾問題を教師が生徒の不服従を取り締まられなかったり、反対に苛酷な罰を与えて騒動や学校閉鎖の事件を頻発したと考え、憂慮していたといわれている⁵⁰⁾。そして「このような教師たちの管理能力の不足から発生する学校騒動に対して、マサチューセッツ州では、1844年2月23日の法律により、学校管理の実力のない教師は解雇することができるように」⁵¹⁾対応しつつあった。

このように、「問題」教師に対し(解雇処分を含む)州教育行政の管理統制が強化されつつあるときに、フォースのような学校騒動の種になる「問題」教師を一貫して擁護することは、当時のボストン市学務委員会にとって容易な行為ではなかったことは想像できる。形の上では「擁護」していたとしても、スミス学校における「学校管理に失敗したフォース」はその「有用性」を認められず、「問題」教師として「処分」の対象とされたのは、やはり当然であったと言えるだろう。

(2) 「旧い教師」批判の射程—一つの仮説の提示—

しかし、ボストン市当局の対応が、マサチューセッツ州教育改革・教師政策の動向に対し全く従ったものであったとは言いがたい事情も付言しなければならない。この点に関しては、1844年当時に州教育長マンとボストン市の教育界の間で「コモンスクールに関する論争」が起きていたことを想起しなければならない。

「コモンスクールに関する論争」とは、「従来の公立学校の規律重視の外面的な統制と管理の教育方法を批判する」州教育委員会教育長マンらの州教育改革勢力と、そのマン等の主張する教育方法・学校管理方法をめざすような「自由すぎる学校教育は、…ボストン市のような都市では…無秩序を招く」と危惧する外面的な管理方法を支持するボストン市学校長・「古い」教育専門家の「教師の資質としての教授方法・学校罰をめぐる論争」のことである⁵²⁾。

その「論争」の発端になったのが、ボストン市の学校長やおそらくはフォーブスのような体罰と厳罰を支持する「古い教師」の学校管理の学校罰や教育方法とは異なる教師論・教育方法論であり、それは州教育長マンが『第7年報』(1844)において展開していたものであった。1843年5月1日から6ヵ月間ヨーロッパの教育視察に出張したマンは、ドイツ・プロイセンの学校教師の間によらない、愛と励ましの教育に深い共感を禁じ得なかったという内容をイタリック体で強調して書いている。

「私は何百何千の学校と、おそらく一万以内とっていいと思うほどの子どもを視察したけれども、私は誰一人として子どもが誤った行為を理由にして罰せられているところ、または罰せられたりしているところを見たことがない。私は罰せられたことから、または罰せられるという恐怖から子どもが涙を流すところを見たことは決してない。」⁵³⁾

フォーブスの教師としての「問題」自体が、当時の州教育長マンの「ドイツ・プロイセンの学校教師の罰によらない、愛と励ましの教育理想」から見れば、批判される要素—体罰と厳罰による懲戒的訓育による教育方法—を持っていたのではないかという点はあきらかであろう。マンは、あからさまに外面的な管理志向のボストンの「古い」教師攻撃をしなかったにもかかわらず、明らかに子どもの自発性を重視する内面的な管理志向の「新しい」教師を展望していたのである。例えば、先の1844年のフォーブスの交待人事でスミス学校に移動したのが「体罰反対論者で奴隷制度廃止論者である」白人教師ウェリントンであり、その教師を州教育長として任命したのも、他ならぬマンであったことを想起すれば、この人事もたんに黒人への懐柔策的要素だけでは説明できない、マン自身の「理想」を反映する「古い」教師批判を多分に帯びていたことは否定できない⁵⁴⁾。

言い換えれば、マンら州当局の教師政策の意図が、専制的に教師統制を強めるというより、当時台頭しつつあった人道主義・奴隷制度廃止論者・黒人父母住民の非人間的な差別的扱いを除去したいという人間解放的要求の支持を取りつけながら、「新しい」教師を展望しつつあったということである。その「新しい」教師の展望をコモンスクール改革の重大な柱として収斂させていく、過渡的かつ象徴的な「事件」として、「フォーブス論争」を捉えることができるのである。

だとするなら、「古い」教師を支持する手強い都市ボストンのローカルコントロールに対処する方法は、形としての州の強力なステートコントロールの統制力ではなく、教育自体に内在する価値・それを担う教師の資質—「古い」教師の厳罰主義・職務怠慢等への批判—を訴える

こと、それは同時に当時の人道主義者・博愛主義者・奴隷制度廃止論者、例えば「黒人分離学校に囲い込まれていた」自由黒人住民等の批判的要求にも応えることにもなっていたとも言えるだろう。当時すでに分権的な教育政策から実質的な州集権的教育政策へ移行させる条件と可能性が、例えばこのような教師問題への対応にあったとも言えるのではないか。

その当時州は、「不良」教師の学校管理・体罰問題・教育方法等の力量の改善を目して、師範学校制度創設を急速に進める過程の中にあつたのである。このような改革動向のなかで「フォース論争」が起きたとすれば、それは単に黒人住民への人種偏見的な教師問題やスミス黒人分離学校の教育批判という少数人種コミュニティのローカルコントロールの意図的行為だけに誘因があつたとは言えない。当時の州コモンズスクール改革自体が、体罰と厳罰による「古い」教師の教育的力量に対する、「新しい」教師を期待していたからである。その点に、結果的に「『新しい』教師をつくる」州集権的なステートコントロールへの萌芽が内包されていたと言えるのではないだろうか。

当時のマンが指導したマサチューセッツ州コモンズスクール改革は、教師の処遇に関して、一面で下からの少数住民のローカルコントロール的な人道主義的批判・教育要求(例えば黒人父母等の非人間的な子どもの扱いへの抗議)を暗黙に励まし、それを契機に市当局・タウン当局多数派・ボストン市住民のローカルコントロールからその管理・監督の権限をより集権的な州のステートコントロールへと吸収していく一面があつたといえないだろうか。その意味で、実質的に州のステートコントロールの手中にある師範学校創設へと連動していく過程で生じた条件が「フォース論争」であり、それはたんなる黒人の教育への人種主義的な主張ではなく、むしろ「古い」教師と・その資質を反映する「古い」教育方法を堅持していたボストン市の「古い」教育界を揺るがした一事件でもあつたのではないか⁵⁹⁾。

その事件への対応は明らかに市当局にとっても、教師政策の新しい契機を過渡的な形で表明せざるを得なかつたものではないか。フォースを「問題」教師として「処分」するにあたり、彼に対する心情的「同情」を表明しつつ、黒人学校の管理に悪い影響を与えると判断せざるを得なかつたのは、まさにその「新しい」教師の必要感と「古い」教師への「同情」という、矛盾したボストン市当局の教師政策の「新・旧」の過渡的な意図を伺わせるものであつたからである。

このような仮説的考察は、さらに背後にあつた州教育長マンの教師政策への意図の詳細な検討に裏付けられるべき課題であるが、それは今後の研究課題の主題として引き続き探求することとして、本稿では、以上の考察と論究の仮説提示に限定することとしたい。

4. まとめ

ーコモンズスクール改革期のボストン住民のローカルコントロールをめぐる政策意図ー

(1)異質性・劣等性を前提にするコモンズスクールの啓蒙的意図ー「教育の平等と正義」の現実的動機ー

当初本稿が挙げた二つの仮説に依拠して整理するなら、第一に当時ボストンに起きた人種的偏見・差別とを反映する教育政策に対する黒人住民の反応ー白人校長への黒人父母の解雇請求事件ーを通して、ボストン市当局の公式見解には一貫して人種偏見に基づく統治的・能力主義的な教育政策の意図の存在が確認できること、奴隷制度廃止論者のイデオロギイ的指導に触発

されたとはいえ、地方住民としての黒人父母等の教育要求の動機は、むしろ先の人種偏見に基づく統制的・能力主義的な教育政策の意図によってもたらされた黒人分離学校教育の内容と質への批判であったという点で、19世紀のコモンスクール改革期のボストン市当局の「州憲法によって享受されるべき個人の諸権利をすべての市民に保障する困難さ・地方的視野の狭さの限界の側面」の克服を要求するものであることを示していた。先に1845年のボストン市学務委員会の人種・移民問題に対応しなければならない都市公教育の課題を述べた報告には、移民・他人種の「何世紀にわたって無知な祖先から愚かさが遺伝されてきた」子どもへの「劣等性・異質性」を帯びた性質に対する啓蒙的姿勢が、その教育政策の意図として色濃く現われていたと指摘していたが、その意味で黒人分離学校での「問題」教師フォープスの「厳罰・体罰」主義の姿勢や市当局の彼への「同情・擁護」の姿勢には、本質的に子どもへの「劣等性・異質性」を前提にした都市公教育の性質が鋭く現われていた。そこには、理念的には「教育の平等と正義」を標榜しながらも、現実的動機の次元では、対等な人間と向き合わない「人種偏見と差別」の意図に刻印されていた、「対策としての教育」といわざるを得ない、都市公教育の啓蒙的姿勢が見えていた。

では、このような都市公教育の啓蒙的姿勢に対し、「体罰をしない愛と励ましの教師・教育方法」を支持するマン等州当局は真に革新的な対応をしようとしていたといえるだろうか。マンは、『第7年報』（1844）で、「体罰を行使しない愛と励ましによるプロシア教育」に学ぶ論点が、実は共和制維持の効果的「方法」としての長所であることを述べている。

「しかしながら、プロシアの組織に対するこれらすべての攻撃が、もし真実であるとしても、私がそれを検討せざるを得なかったことには二つの理由があった。第一に、それに帰せられるべき害悪は、それが確かに持っている美点から容易に当然切り離すことができる。もしプロシアの教師が読み方・書き方・文法・地理・算術等について、わが国の半分の時間でより良き結果を生ずるような優れた教授法を持っているならば、我々政府に対する彼の受動的な服従の観念や教会の信条に対する盲目的な執着の観念を採らないで、それらの学科を教える彼の方法を模倣してもよい。…第二に、もしプロシアが教育の都合よき影響をば専制的な権利の維持のために悪用することができるならば、我々はそれを確かに共和制の維持と存続のために用いることができるのである。」⁵⁶⁾

ここには、学校騒擾の原因になる効率の悪い「旧い体罰・厳罰」の教育方法を克服したいマンの意欲がある。それが「合衆国特有の共和制の維持と存続の手段」の視点、つまり人種のるつぼ化の進行する「異質性・劣等性」を持つ住民構成に対応する「積極的な統制的な」視点から明らかにされている。都市公教育の啓蒙的対策としての、「異質性・劣等性」を持つ住民の啓蒙と統治の方法を、つまり厳罰による「露骨な外部からの管理」から、効果的な「愛と励ましによる内部からの管理」へ発展させたいという意味では、「体罰」教師に「同情・擁護」するボストン市当局の「旧さ」より、積極的な統制的・能力主義的な教育政策の意図の「新しい」手段への着目があった。

(2)黒人ローカルコントロールの懐柔策的意図—「教育の平等と正義」への「調停」能力—

第二に州ならびにボストン市当局のその教師人事への対応のなかには、その人種の偏見をびた「地方的狭さ・限界」に依拠するだけでは、ボストン市当局も「地方的狭さ・限界」とし

ての人種的偏見に固執した姿勢—「白人教師フォース」擁護の意図—に終始せざるを得なかった。その市当局の「地方的狭さ・限界」を「調停」した潜在的存在として、「白人教師フォース」のような「問題」教師の「処分」を、政治的・実務的に判断できるように刺激する州の「教師政策」の陰があった。

それは、黒人父母住民のボストン市内住民の少数意見から見れば、彼らを含む「州憲法によって享受されるべき個人の諸権利をすべての市民に保障する」州の教育政策の「調停」能力とも言えるものであり、「教育の平等と正義」を創出できうる能力でもある。

一方で「教育の平等と正義」を創出できうる州の能力は、ボストン市のローカルコントロールの多数派である「古い」教育界の白人から見れば、その多数派支配のローカルコントロールを、教育政策において弱めうる潜在的な対抗能力でもある。その能力とは、客観的に見れば、体罰主義の人種的偏見の「問題」教師を人事移動させ、「奴隷制度廃止論者であり体罰否定論者」の教師人事を行ない得る、黒人側の民意を強く意識した教師人事を遂行する、懐柔策的意図をも持ち得る、マンらの判断力であったとも言える。

(3)ステートコントロールの効果的方法としての教師政策—マンの着想の仮説的意味—

マン等州教育委員会の当時の制度的権限が、市やタウンに対し統制的なものではなかったことは周知の事実でもあった。しかしながら、「教師政策」を重視することによって、州教育委員会がその外的な集権的方策をとらず、形式的に分権的なローカルコントロールを認めながら、実質的な州教育委員会の権限、つまりステートコントロールへの可能な方策を選択できたのではないかという見方もできる。例えば、『コモンスクールの神話』を著したグレンは、ロシアやフランスとは異質なマン等の推進した州中央集権化の意図を説明する。

「教師教育 (teacher training) は、このように学校のローカルコントロールへの直接的な攻撃が引き起こすことになる問題を回避する効果的な方策であった。…公教育の真の内容は、ローカルの代表ではなく、教育改革者のコントロールの下にある師範学校によってつくられた、出現しつつある教師の専門職に決定されるからである。」⁵⁷⁾

このような説明に依拠するとき、例えば「フォース論争」に見られたような当時の学校管理や教育実践の質と内容としての教師の資質問題が、州教育長マンにおいてことさら教師政策を重視する条件となり、それが実質的な集権的方策としての「教師教育」の意図として結実したのではないだろうかという、仮説的指摘も見いだせる。本稿では、その指摘にとどめ、その点は今後の課題に委ねたい。

しかし、先のザイグラール提起は「アメリカ教育史の全体を通じる」枠組みとして、ローカルコントロールは19世紀末から20世紀に喪失したと描いていた。また、「ボストンにおける1850年以降の官僚制への移行」事例を記す、先のカツツ研究も、「統制と監督の集中化としての素人職員の散漫な監督から中央行政官の小規模なシステムへの移行、機能の分化・専門化に基づくハイアラキー化、さらに職務に対する資格の要求に基づく教師政策(採用・任用・昇進管理と師範学校による資格化)」を、組織面での官僚制化の移行として指摘していた⁽⁵⁸⁾。

それらに対し、本稿の考察は、彼らが直接言及しなかった前史(1850年以前)、つまり初期コモンスクール改革期という都市公教育成立当初に、すでにボストンにおいて住民のローカルコントロールの内実を喪失させる端緒が、マサチューセッツ州教師政策に関わって存在している

という事例的考察を示すものである。

(もりた みつお)

[注]

- 1) Carter V. Good, Editor University of Cincinnati (1959), "Dictionary of Education Second Edition-Prepared under the Auspices of Phi Delta Kappa", McGraw-Hill Book Company, pp. 50-51, p. 234.
- 2) James A. Johnson, Harold W. Collins, Victor L. Dupuis, John H. Johansen (1988), "Introduction to the Foundations of American Education seventh edition", Allyn and Bacon, INC., pp. 236-237; L. Harmon Zeigler, Harvey J. Tuckker, and L. A. Wilson, 'How School Control Was Wrested from the People', "Phi Delta Kappan", March 1977, pp. 534-539. ;また、アメリカ教育に関する代表的教育史家クレミンはアメリカ教育の特徴として、18世紀後半から19世紀後半にかけてのアメリカ教育の大衆化と多様化が、次の四契機に見られると言及している。その四契機とは、教会・学校・大学・新聞の普及、新しい教育形態の前例のない発展と増加、教育機関全てに自明な教育課程の形成、最後に出現した制度の地域社会に依拠する特徴であるとし、本稿で取り上げるローカルコントロールに関しては、アンビバレントな政治的影響があったと興味深い指摘をしている。すなわち、一方で教育を「混乱を超える次元に」引き上げた例を、人間の次世代が「偉大な州共和制」を構成し、州共和制の財産が全ての青少年の教育のために保証されていると言及したマン (Horace Mann) の州共和制度としての統合に対して、他方で、財政問題や教育課程に関する教育に関する論点をめぐって、当時の最も鋭い「論争」が実際に数多く見られたように、教育を「混乱の中に投げ込んだ」と言及している。その意味で、アメリカ教育の特徴において、全ての市民を統合する方向と、一方で異論・対立という正反対の方向が指摘されている。: Lawrence A. Cremin (1980), "American Education-The National Experience 1783-1876", Harper & Row, pp. 483-490.
- 3) Zeigler, ed., Ibid. (1977), p. 534.
- 4) Johnson, ed., Ibid. (1988), p. 237.
- 5) Ibid., p. 237.
- 6) Mickael B. Katz (1971), 'From Voluntarism to Bureaucracy in American Education', "Sociology of Education", Summer 1971, Volume 44, Number 3, pp. 297-332. ; M. B. カッツ・藤田英典, 早川 操, 伊藤彰浩訳 (1989) 『階級・官僚制と学校』有信堂参照。
- 7) Ibid., p. 313.
- 8) Ibid., p. 319.
- 9) Ibid., p. 319. ; Boston School Committee (1845), "Reports of Annual Visiting Committee 1845", pp. 10-11.
- 10) 拙稿 (1992) 「コモンスクール成立過程にみる平等論議の特徴—19世紀ボストン市の黒人分離学校問題—」『部落問題研究』第116輯, 1992年5月, 部落問題研究所参照; Stanley Schultz (1973), "The Culture Factory: Boston Public Schools 1789-1860", Oxford University Press, ; Joel Spring (1990), "The American School 1642-1990", Longman.
- 11) 拙稿 (1992) 参照。
- 12) 「フォープス論争」に関する指摘は少ない。背景になった黒人分離学校スミス校に関する一次資料による先行研究は、シュルツの著書が代表的であるが、中でも市当局と奴隷制度

廃止論者・黒人父母住民等の間で交わされた「フォーブス論争」の経緯は触れていなかった。

「黒人分離学校」廃止をめぐる動きを「教育の平等」論争を中心に素描している(この点に関しては、当時の一次資料に基づき、さらにその「論争」の特徴を検討・整理しているのが、拙稿(1992)である。)、本稿も使用したボストン公立図書館蔵書一次資料に基づくヤコブスの論文「ボストン学校における人種差別的隔離教育に関する19世紀の闘争」においても、1844年の「フォーブス論争」の勃発と期を同じくして、最初のスミス黒人分離学校廃止と白人学校への統合要求が生まれたという事実の指摘にとどまり、その問題意識は「教育の不平等」に対する黒人の差別撤廃運動としての評価を意識していたと考えられる。「フォーブス論争」における当時の自由黒人父母住民自身の純粋な教育要求の内実と市学務委員会側の教育政策の意図を丹念に調べたものは、皆無である。;Schultz(1973), *Ibid.*, Donald M. Jacobs(1970), 'The Nineteenth Century Struggle Over Segregated Education in the Boston Schools', *The Journal of Negro Education*, Volume XXIX, 1970., pp. 77-81.

13) スプリングは、当時、ボストン市学務委員会と黒人住民の「論争としての人種差別的学校廃止」に含まれた論点に、部分的に黒人地域社会住民による黒人学校の管理の喪失問題があったことを指摘している。本稿が事例として取り上げる黒人住民の「ローカルコントロール」問題が、市学務委員会の教育政策によって弱められる位置にあったのではないかという予想をたて、さらに、その中に「住民のローカルコントロールを弱める」市当局・学務委員会の教育政策の推移があったことを予想した点で、スプリングの解釈から、筆者は示唆を受けている。;Spring(1990), *Ibid.*, p. 62.

14) Boston Public Library(1849), "Boston, Mass. Smith School for Colored Children-[Newspaper clippings concerning schools for colored children in Boston]-[Boston 1844-1849] Boston public library collection:These cutting relate chiefly to the character of Master Forbes of the Smith School."

15) Vera M. Butler(1969(1935)), "Education as revealed by New England News Papers prior to 1850", Arno Press & New York Times., p. 466.

16) Boston Public Library(1849), *Ibid.*, pp. 10-11.; "Mr. Minot's Address(1835), delivered at the dedication of the Smith School house in the Belknap street, March 3, 1835, to which are added a few friendly suggestions to the colored people of Boston," Webster and southard, printers, No.9, Cornhill., p. 2.

17) Jacobs(1970), *Ibid.*, ; "The Liberator", III(February 2, 1833)

18) Jacobs(1970), *Ibid.*, p. 77.; Abner Forbes to Nathaniel Sothard, in *the Liberator*, VII(November 24, 1837), p. 190.

19) Jacobs(1970), *Ibid.*, p. 77.; "The Liberator", X(May 15, 1840)

20) Jacobs(1970), *Ibid.*, p. 77.; "The Liberator", XI(January 8, 1841), p. 7.; XII(January 21, 1842), p. 11.; XII(January March 11, 1842), p. 39.; XIII(February 10, 1843), p. 23.

21) Jacobs(1970), *Ibid.*, p. 78.

22) Boston Public Library(1849), *Ibid.*, p. 6.

23) *Ibid.*, pp. 4-5.

24) *Ibid.*, p. 17.

25) *Ibid.*, p. 19.

- 26) Ibid., p. 18.
- 27) Ibid., pp. 18-19.
- 28) Ibid., p. 19.
- 29) Ibid., p. 19.
- 30) Ibid., pp. 19-20.
- 31) Ibid., p. 20.
- 32) Boston City Document-No.42. (1849), "Report of a Special Committee of the Grammar School Board, Presented August 29., On the Petition of Sundry Colored Persons., Praying For the Abolition of Smith School, With an Appendix Boston": 1846 J. H. Eastburn City-printer., p. 22.
- 33) 拙稿(1992), p. 74.; Arthur O. White (1973), 'The Black Leadership Class and Education in Antebellum Boston', "Journal of Negro Education", fall, 1973., p. 512.
- 34) 拙稿(1992), pp. 74-75.; Boston City Document-No.39. (1846), "Report of the Minority of the Committee of the Primary School Board, on the Caste Schools of the city of Boston, with some Remarks on the City Solicitor's Opinion. Boston": A. J. Wright Steam Press' No. 3 Water Street. 1846., p. 28, pp. 5-7., pp. 31-38.
- 35) Boston Public Library (1849), Ibid., pp. 6-8.
- 36) Ibid., p. 7.
- 37) Ibid., p. 7.
- 38) Ibid., p. 8.
- 39) Ibid., p. 21.
- 40) Ibid., p. 12.
- 41) Ibid., p. 21.
- 42) Ibid., p. 10.
- 43) 拙稿(1992), p. 75.
- 44) フォーブス問題に言及する先行研究にも「黒人教育の歴史」以外の解釈を示しきれない限界が見られる。つまり、黒人父母の黒人学校廃止や問題教師の告発の足跡を明らかにしつつも、市学務委員会側の固有の教育政策意図を考察する問題意識の希薄さを感じる。それゆえに本稿では、フォーブスの問題を素材に、コモンスクール改革期のボストン地方教育政策の意図を考察する問題意識を重視した。; Jacobs (1970), Ibid.
- 45) Boston Public Library (1849), Ibid., p. 8.
- 46) Jacobs (1970), Ibid., 79.; 'William Lloyd Garrison to Henry C. Wright (1869), July 13, 1869', "Anti-Slavery Papers", Boston Public Library.
- 47) 拙稿(1992), p. 79.; 拙稿(1993)「コモンスクール改革期の『教育の平等』について—ボストン黒人分離学校問題とマンの現実的行動に着目して—」『研究論叢』創刊号, 1993年10月, 神戸大学大学院教育学研究科教育過程論・計画論研究室, p. 8. 参照。この二論稿において、筆者はフォーブスとウェリントンの交換人事の年を1837年と誤記している。本稿ではこの人事交換の1844年が、州のコモンスクール改革・教師政策との関連で重要な意味があると考えている。
- 48) 拙稿(1992), p. 79.; この人事問題を任命権者として行なったのが、当時の初期コモンスクール改革の指導者州教育長のホレース・マンであった。マンは、ボストンにおける黒人分離学校

問題やこの「フォーブス論争」に関して全く等閑視の立場をとっていた。そして政治的立場を公式に教育長として擁護しなかった点で、奴隷制度廃止論者から「臆病者」と批判されていたことは興味深い事実である。

49) 渡部 晶(1981)『ホーレス・マン教育思想の研究』学芸図書株式会社, p. 199.

50) 前掲, p. 200.

51) 前掲, p. 200.

52) 前掲, pp. 146-147.; S. ボウルズ, H. ギンタス・宇沢弘文訳『アメリカ資本主義と学校教育 II』岩波書店, p. 41.

53) 'Annual Reports of the Secretary of the Board of Education for 1843 (Seventh Report, for 1843)', "Life and Works of Horace Mann", Vol. III (1891)., Lee and Shepard Publishers, p. 352.

54) 拙稿(1992), p. 79.; William S. Parsons & Magrel A. Drew (1988), "The African Meeting House in Boston A Sourcebook", p. 28., Horace Mann Bond (1966), "The Education of the Negro In the American Social Order", Octagon Books Inc., p. 373.

55) 三好信浩『教師教育の成立と発展』東洋館出版社, pp. 90-91. :氏は、当時のコモンスクール改革期の合衆国最初の州教育委員会、および教育長マン自体の持つ「公的支配」の権限が強力でない事実に関して指摘している。

それによると、「教育委員会の職務は、公立学校の提出する学事報告書の抜萃を作成すること、公立学校の状況と効果について立法府に年次報告書を出し改善策を建議することなどに限定されていた」こと、法律によれば教育長の権限に関しても「ただ情報を集めて配布することにより、地方の学務委員会を援助するにすぎ」ない限定的なものであったことを明らかにしている。

一方、マサチューセッツ州の公教育体制の中に、もう一つの重要な公的支配の水路が「師範学校に関する州教育委員会の権限」であることを明らかにしている。つまり、「師範学校の設置とその運営に係わる権限は、教育委員会に帰属することが、州議会によって承認されていたからであり、師範学校は「教育委員会の掌中に置かれた一つの手段(インストルメント)」であり、「コモン・スクールの向上のために州によって採用された、唯一の、しかも、多分最も重要な手段」であり、「州教育委員会の公教育政策の中で、教師教育が最優先されたということは、たまたま、師範学校の監督権が州教育委員会の掌中にあったという偶然な要因にあるのではなくして、公教育と教師教育との不可分な関連に起因する」ものであるという、コモンスクール改革期の師範学校制度の教育政策的位置を指摘する。「公的支配」を直接的な州教育委員会の学校監督の権限に置くのではなく、教師の資質を通して、その「公的支配」を貫徹しようとする州のステートコントロールへの意図が、ここに見られるのではないだろうか。

56) 'Seventh Report, for 1843', "Life and Works of Horace Mann", Vol. III (1891)., Ibid., pp. 241-242.

57) Charles Leslie Glenn, Jr. (1987), "The Myth of the Common School", The University of Massachusetts Press Amherst., p. 145.

58) Michael B. Katz (1971), 'The Emergence of Bureaucracy in Urban Education: The Boston Case, 1850-1884', "Class, Bureaucracy, and Schools", Prager Publishers., pp. 56-104.